

第5次二宮町総合計画 基本構想

2013-2022 (平成25年度～平成34年度)



あすの二宮町を創る
まちづくりのビジョン

ご あ い さ つ

このたび、平成25年度を初年度とする10か年のまちづくりの指針となる「第5次二宮町総合計画」を策定いたしました。

本町では、これまで「にのみや総合長期プラン」に基づきさまざまな施策に取り組んでまいりましたが、この間、人口減少や少子高齢化の進展、景気後退による雇用の悪化、さらには、未曾有の被害をもたらした東日本大震災など、社会経済環境はこれまでになく大きく変化しております。

時代の変化に柔軟かつ的確に対応し、小さな町ながらも、気配りや結束力を活かし存在感のあるまちづくりを進めるためには、町民の皆さんや地域の力が必要となります。そこで、本計画では、町民一人ひとりによる「まちづくりの力」、地域コミュニティによる「地域の力」、行政による「自治体経営の力」の3つの力の連携と総合力によるまちづくりを理念とし、「人と暮らし、文化を育む自然が豊かな町」を将来像に掲げております。

本計画の実現に向けて、「いつまでも住み続けたい」と思う町をスローガンに、町全体で子どもを育むまちづくりに取り組み、若い世代をはじめ、幅広い年齢層の方々に二宮町で一生を過ごしていただけるような施策に取り組むとともに、行財政改革をより一層推進し、効率的な行政運営を図ってまいります。

最後に、本計画の策定にあたり、参画いただきました町民の皆さんをはじめ、慎重な議論を賜りました総合計画審議会の皆さま及び各関係機関の方々に心からお礼申し上げます。

平成25年3月

二宮町長 坂本 孝也



目 次

第 1 部 現状と課題

1. 町の状況	1
2. 町を取り巻く状況	6
3. 人口予測	7
4. 町民意識（「町民等アンケート調査結果から」）	8
5. 総合計画の構成と計画期間	11

第 2 部 基本構想

1. 町の将来像	14
2. 3つの理念	15
3. まちづくりの方向性	16
4. 町の土地利用構想	18

資料

1. 策定経過	22
2. 二宮町総合計画審議会条例	25
3. 総合計画審議会委員名簿	26
4. 諮問	27
5. 答申	28

掲載されている写真の一部は、二宮町観光協会主催「にのみや観光フォトコンテスト」で寄せられた写真です。



第 1 部

現状と
課題

1) 町勢

二宮町の名称は、町内に存在する川勾神社が寒川神社の相模国「一の宮」に対して「二の宮」と称され、地域の鎮守として、多くの人々から信仰されていたことに由来するとされています。

明治22年の市町村制の施行に伴い、一色、中里、二宮、山西、川勾の5ヶ村が合併し吾妻村となり、昭和10年11月、町制の施行により二宮町となりました。

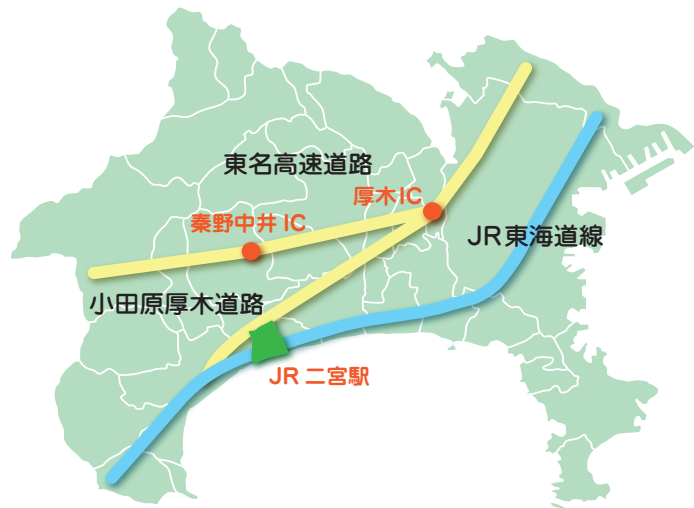
温暖な気候と山と海に囲まれた住宅地として、昭和40年前後から丘陵地において宅地造成が進み、かつては半農半漁ののどかな村が、住み良い住宅地として発展し現在に至っています。

2) 地勢

二宮町は、神奈川県南西部、東京からの距離は約70kmに位置し、東西の幅は3.3km、南北は約3.8km、総面積9.08平方キロメートルの町です。比較的小規模な町の東西にはJR東海道線、国道1号線、西湘バイパス、小田原厚木道路、南北には県道秦野二宮が走り、それぞれ町道と連結し町民の利便に供されています。

土地利用では、市街化区域の面積は434ヘクタールであり、大半が住宅地としての用途地域が指定され、JR二宮駅を中心に近隣商業地域が指定されるとともに、工業団地には工業専用地域が指定されています。

また市街化調整区域は474haで、その多くは畑、山林となっています。



3) 人口と世帯の推移

二宮町の人口は、昭和45年以降、住宅地造成に伴って急速に増加してきました。また、世帯数も増加していますが、平均世帯人員の減少により、次第に世帯の小規模化が進んでいます。

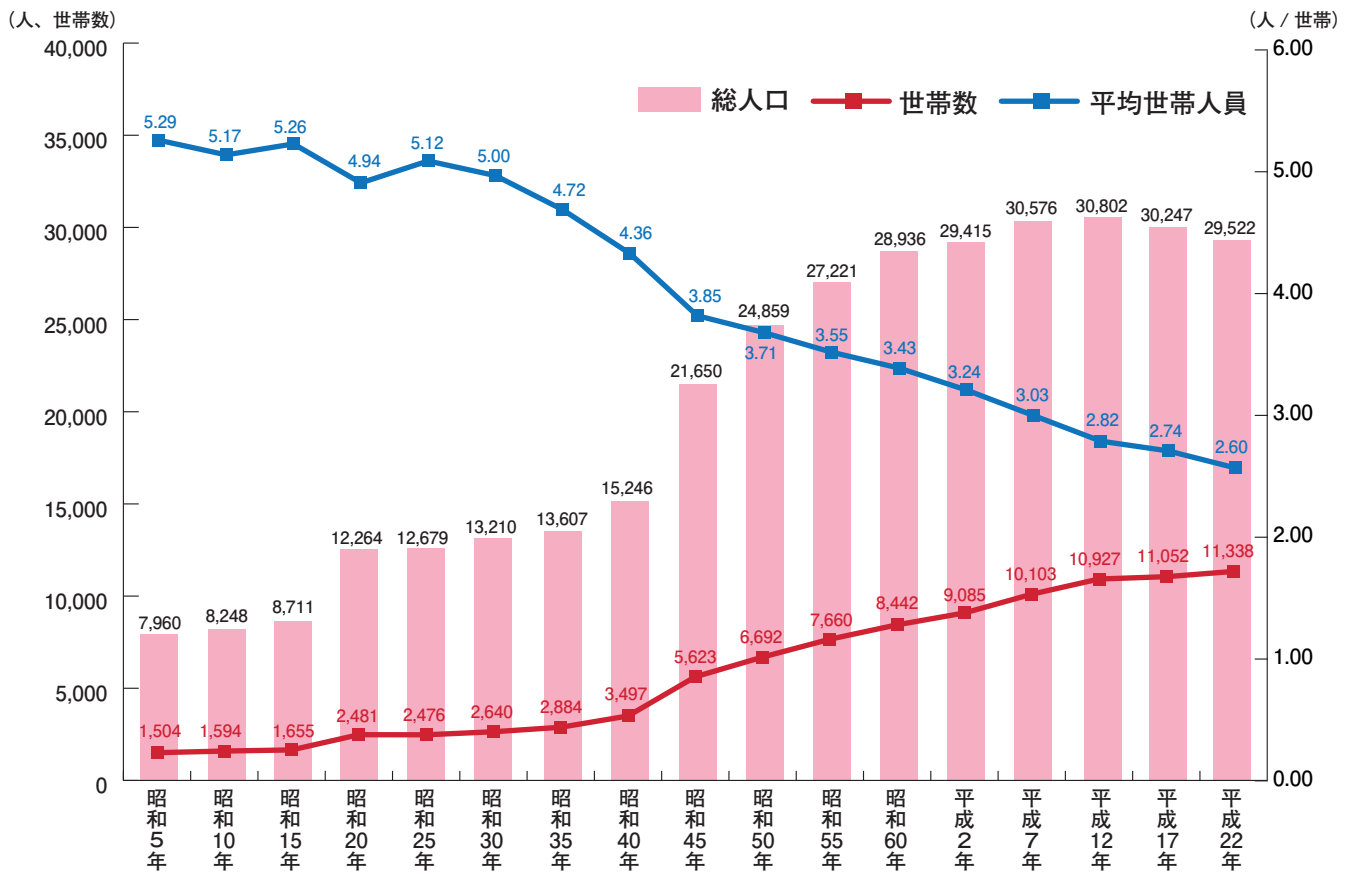
年齢別には、15歳未満の年少人口が減る一方で、65歳以上の高齢人口が増加し、少子高齢化が進んでいます。

地域別には、中里、山西、松根では人口が増加していますが、新しい住宅地である百合が丘、富士見が丘や、古くからの住宅地である二宮、川勾では人口が減少しています。

1

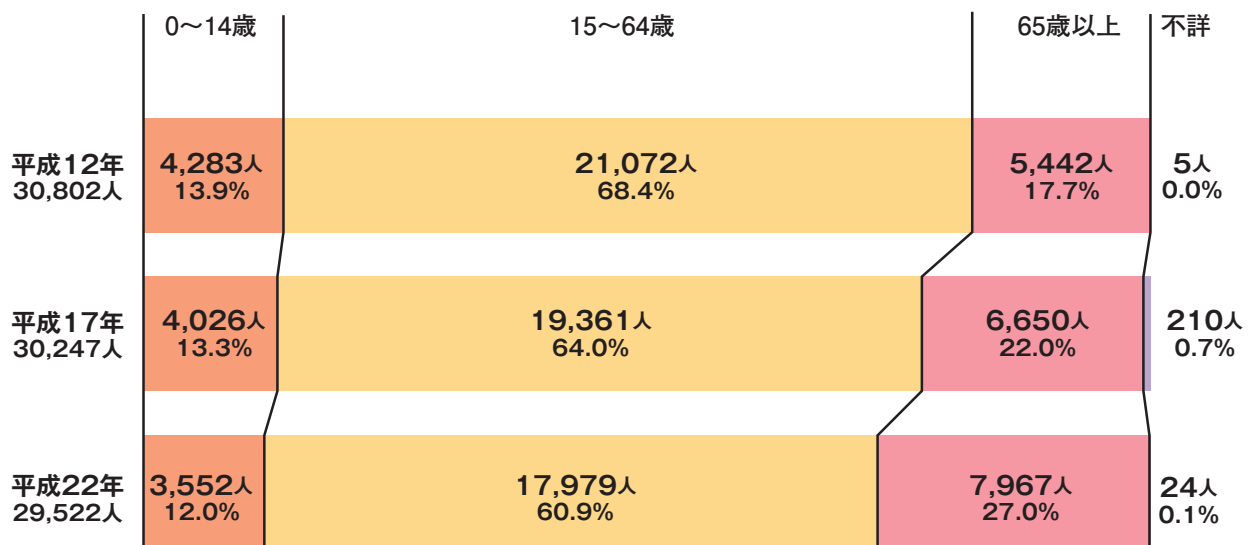
1. 町の状況

■二宮町の人口、世帯数及び世帯人員の推移



出典：国勢調査

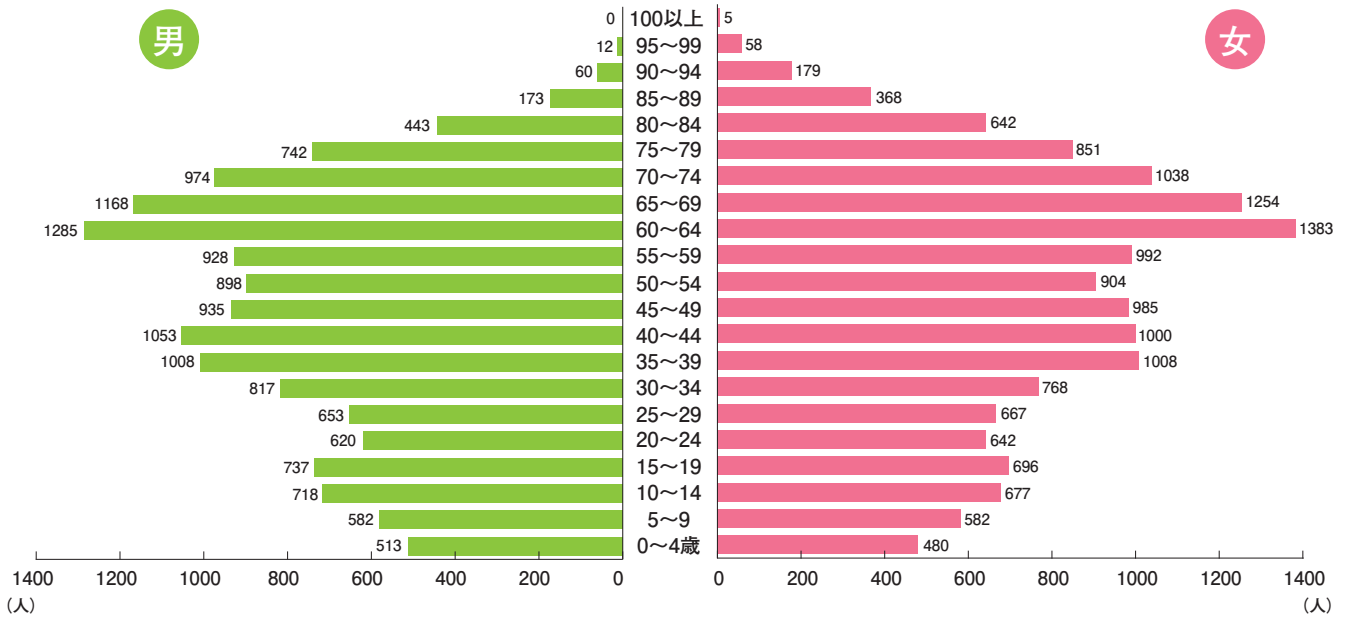
■年齢3区分別人口の推移



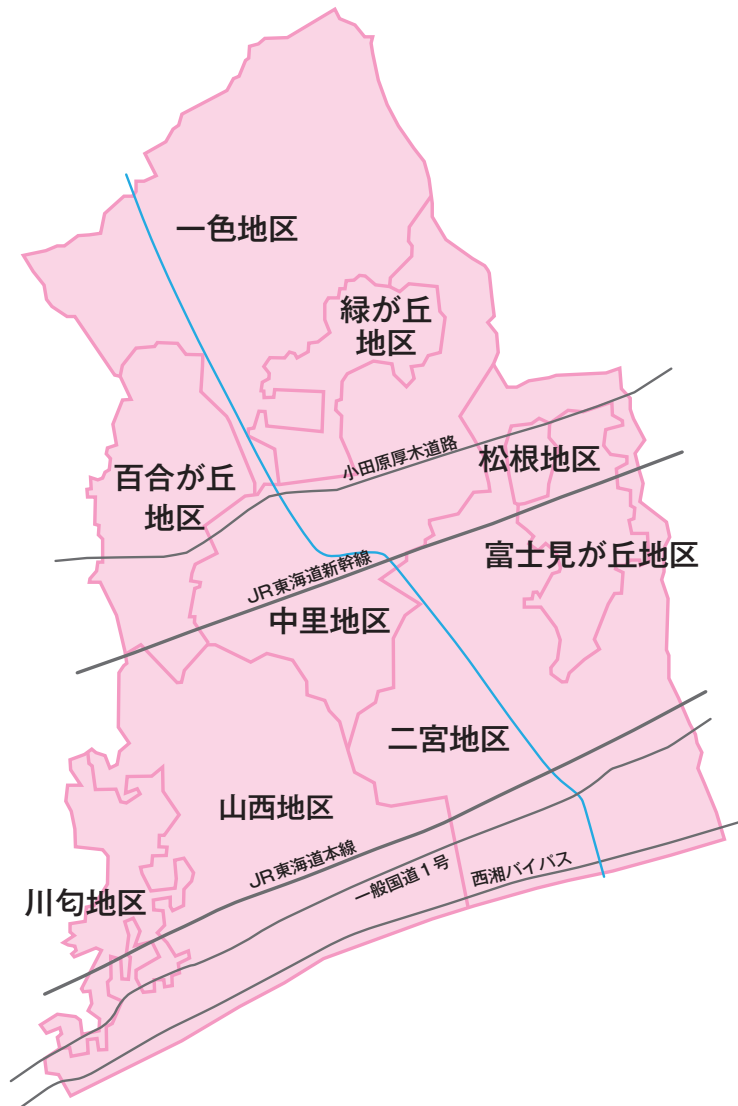
出典：国勢調査

■二宮町年齢5歳階級別人口(平成22年)

※年齢不詳を除く



出典：国勢調査

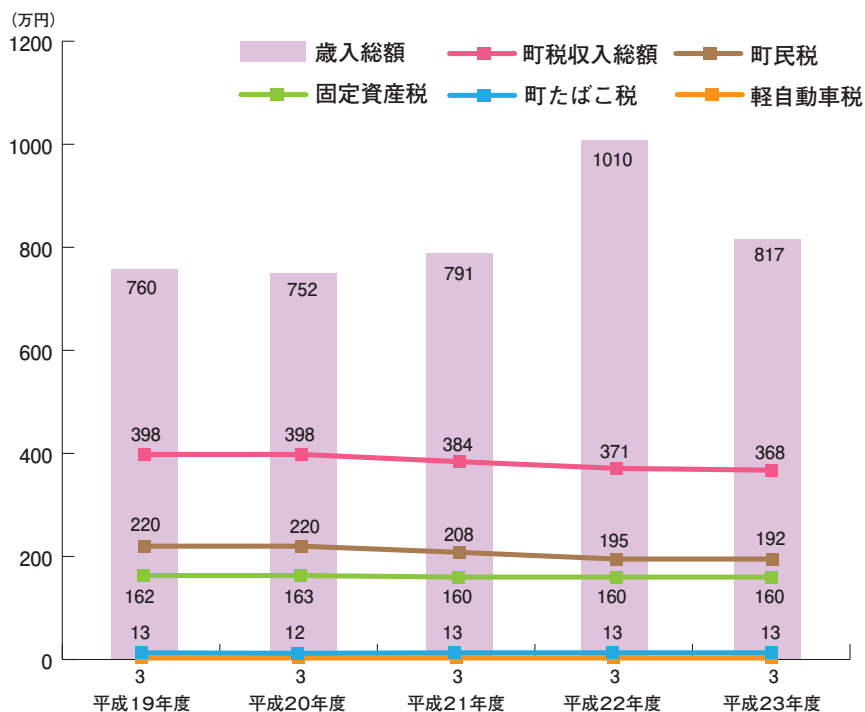


4) 財政状況

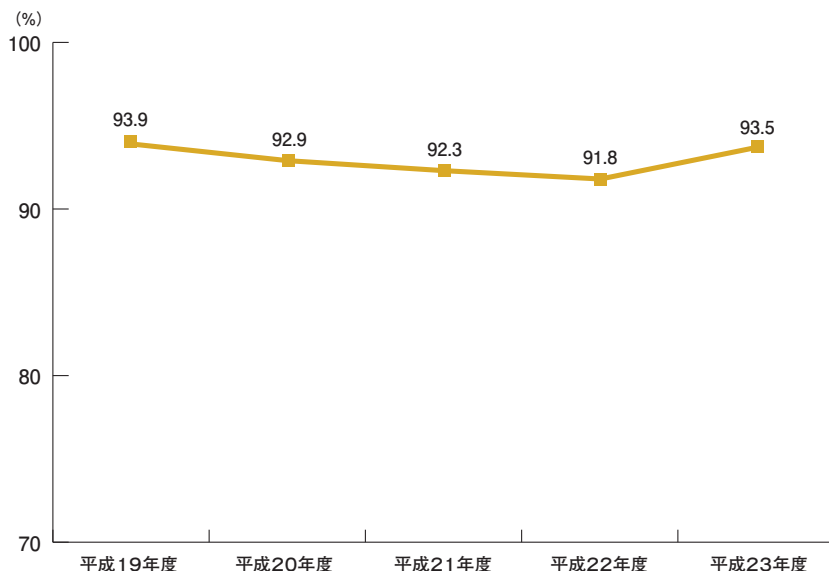
町の歳入は、平成22年度を除き、約76億円～約82億円で推移しています。また、歳入総額のうち約50%前後を町税で賄っています。一方、歳出は、約31%(平成23年度)が民生費であり、福祉需要等の増加により、長期的には増加傾向にあります。

経常収支比率は、93.5%(平成23年度)と経常経費の割合が高くなっており、また、財政力指数は、0.82(平成22年度)と類似団体と比べて高いものの、県内の近隣市町と比較すると厳しい状況です。実質公債費比率は、5.4%(平成23年度)であり、県内市町村平均(7.0%、速報値)を下回っています。

■歳入と町税収入の推移（一般会計決算額）

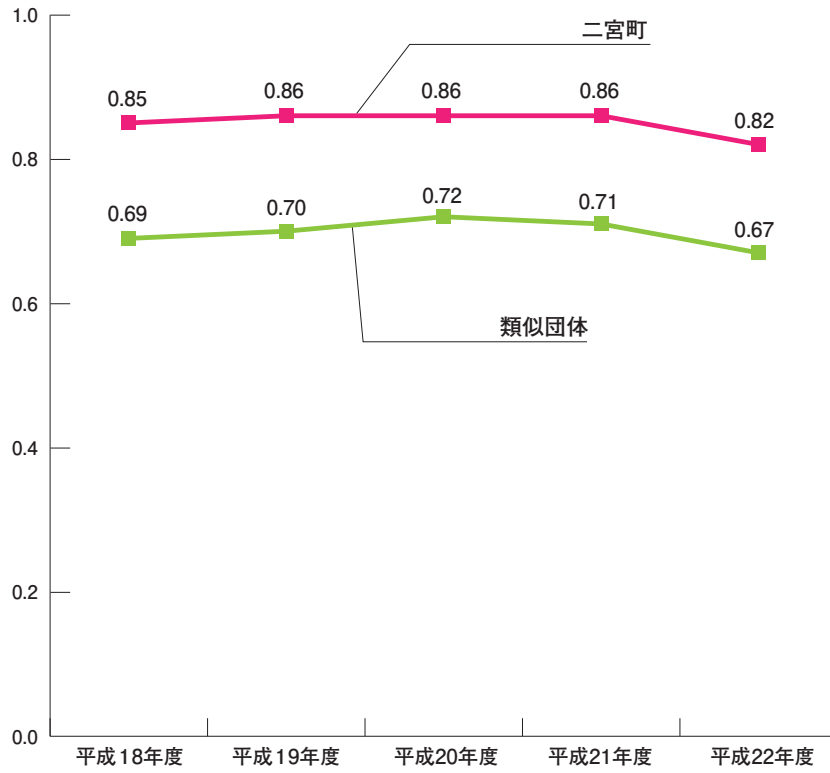


■経常収支比率の推移



資料：神奈川県内市町村の財政指標等一覧

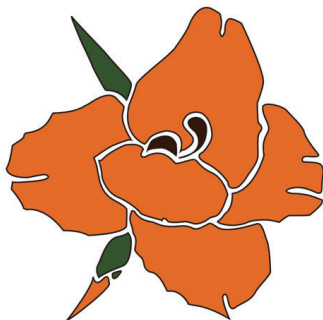
■ 財政力指数の推移



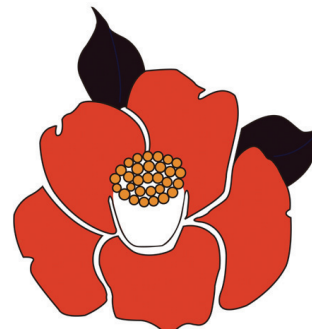
資料：神奈川県内市町村の財政指標等一覧



町の鳥 ヤマガラ



町の花 カンナ



町の木 ツバキ

1) 地域主権改革の進展

平成23年に制定された地域主権一括法により、「義務付け・枠付けの見直等」と「基礎自治体への権限委譲」が図られました。また、県から市町村への事務移管も進められています。今後、町民にとって身近な自治体である市町村の役割が重要となっています。

2) 人口減少と少子高齢化

我が国では、今後、長期の人口減少過程に入ります。また、この人口減少は、少子高齢化を伴って進行します。

一方、世帯の小規模化により世帯数は増加するものと予測されますが、高齢者だけの世帯や高齢単身世帯が増加するものと考えられます。

今後は、人口減少社会、少子高齢化社会に対応したまちづくりのあり方を検討する必要があります。

3) 省エネルギー型社会への移行

エネルギー問題への社会的関心が高まっています。エネルギー政策は、国レベルの問題ですが、地方自治体においても、省エネルギー型のまちづくりの取組が進められています。また、人々の日常生活レベルにおいても省エネルギー型のライフスタイルへの移行が進んでいます。

4) 災害に強いまちづくり

東日本大震災は、あらためて防災対策の必要性を再認識させました。町民一人ひとり、地域、地方自治体と各々のレベルでの日頃からの防災の取組が重要です。

また、震災等大規模災害が発生した時には、被害を最小限にとどめるための対策が必要となっています。

5) 地域コミュニティの活性化

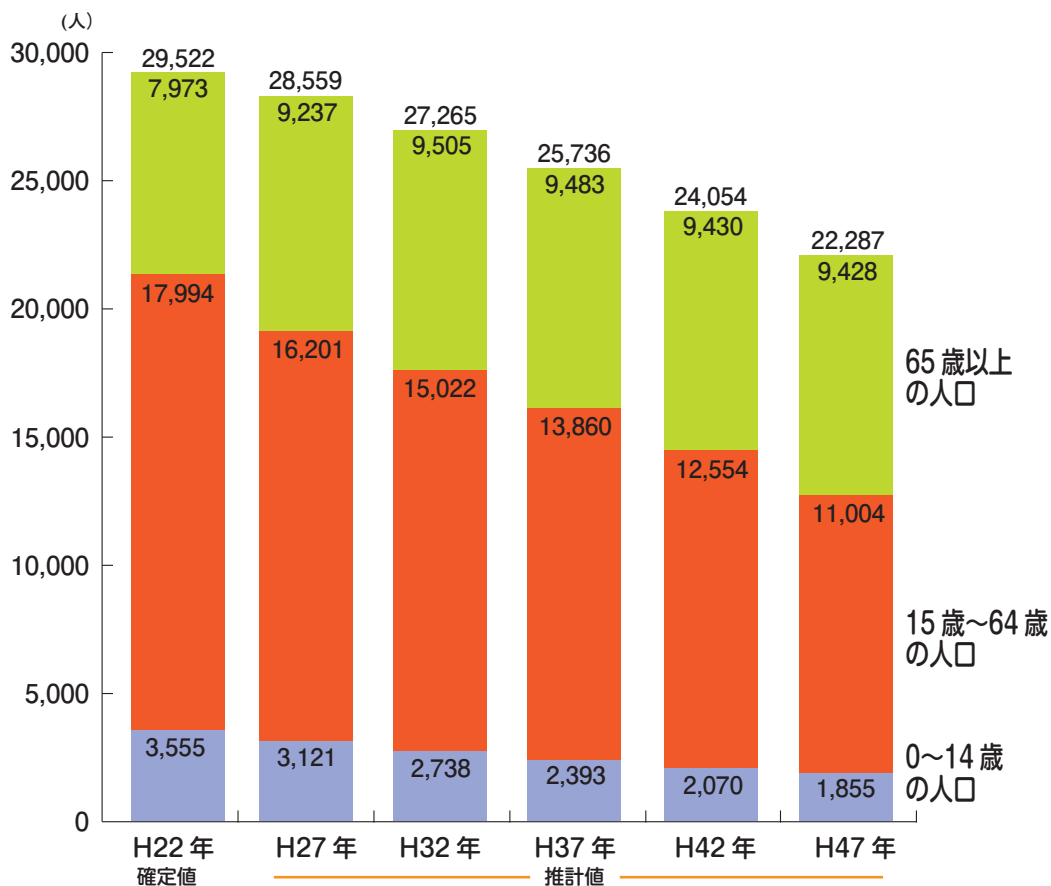
地域での人と人との関係が薄れる状況の中で、地域コミュニティが果たす役割がますます重要となっています。

良好な近隣関係、地域コミュニティをつくっていくためには、ねばり強い町民の活動が必要です。町民一人ひとりの関心に基づいたテーマ別の活動が活発になっていますが、それとともに、福祉、防災等様々な地域コミュニティの活動の活性化が求められる時代となっています。

3. 人口予測

二宮町の将来人口推計では、平成32年には、27,265人、平成42年には24,054人になると推計されています。高齢化率は、平成32年には34.9%、平成42年には39.2%に達し、超高齢化社会が到来するものと予測されます。一方、年少人口は、平成32年には10.0%、平成42年には8.6%と減少するものと予測され、世代構成にアンバランスが生じ、様々な課題が発生することが考えられます。丘陵地で開発された大規模な住宅地である百合が丘、富士見が丘、緑が丘では団塊の世代が多く居住していることから、急速に高齢化が進むものと考えられ、町内においても、人口構成の地域的アンバランスが生まれるものと予測されます。

■人口推計



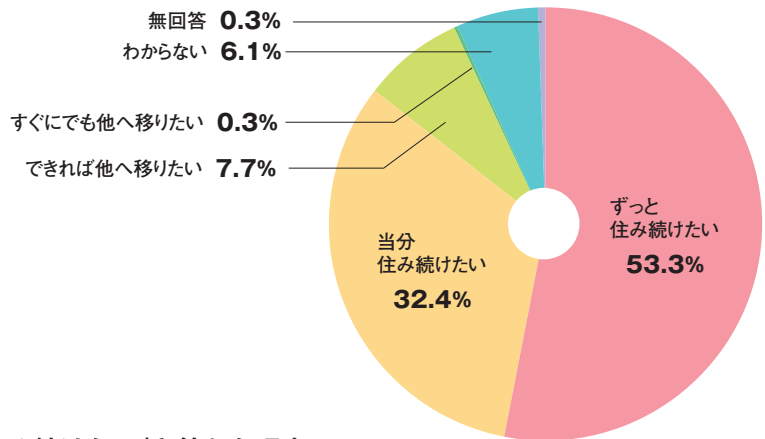
※国立社会保障・人口問題研究所
「将来人口推計(平成24年1月)」に基づいて算出した推計値

4. 町民意識（「町民等アンケート調査結果から」）

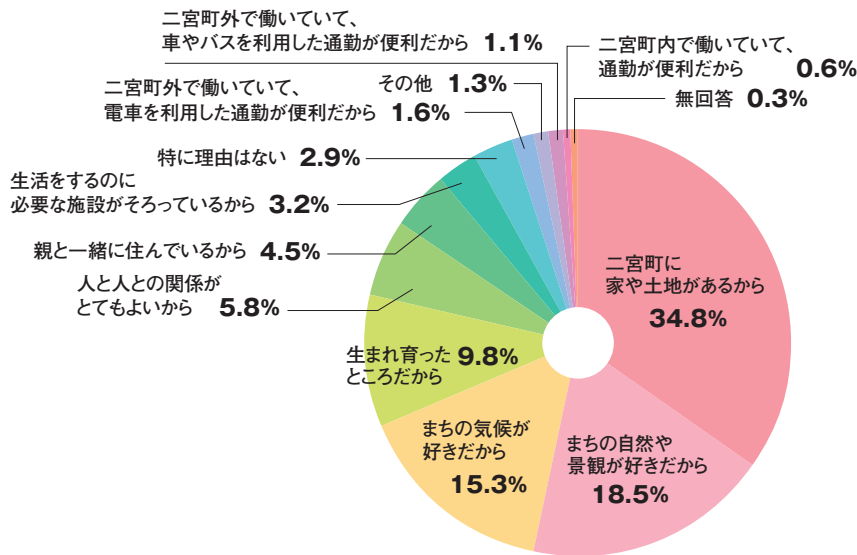
1) 「住み続けたい」が多い

「二宮町に住み続けたいと思いますか」という質問に対して「住み続けたい」が85.7%で、その理由は「家があるから」（34.8%）のほか、「自然や環境が好き」、「気候が好き」が多い。「他へ移りたい」は8.0%と少ないが、その理由は36.0%が「店・病院が少なく生活が不便」を挙げています。

■これからも二宮町に住み続けたいと思いますか。



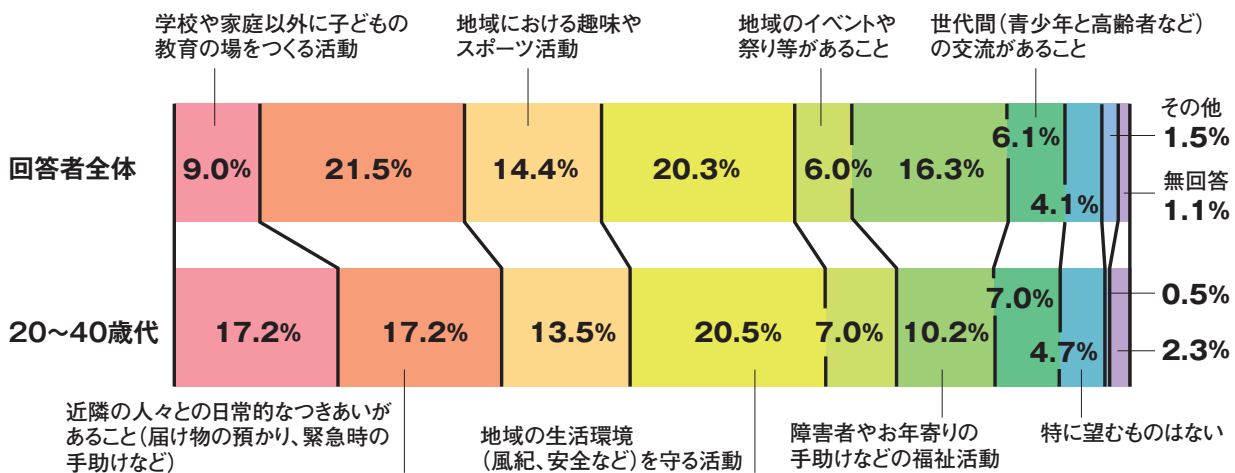
■「ずっと住み続けたい、当分住み続けたい」と答えた理由



2) 地域に望むこと

「地域や地域活動に対して望むこと」は、「近隣の人々とのつきあい」が21.5%、「生活環境（風紀、安全）」が20.3%、「福祉活動」が16.3%、「趣味やスポーツ活動」が14.4%となっています。

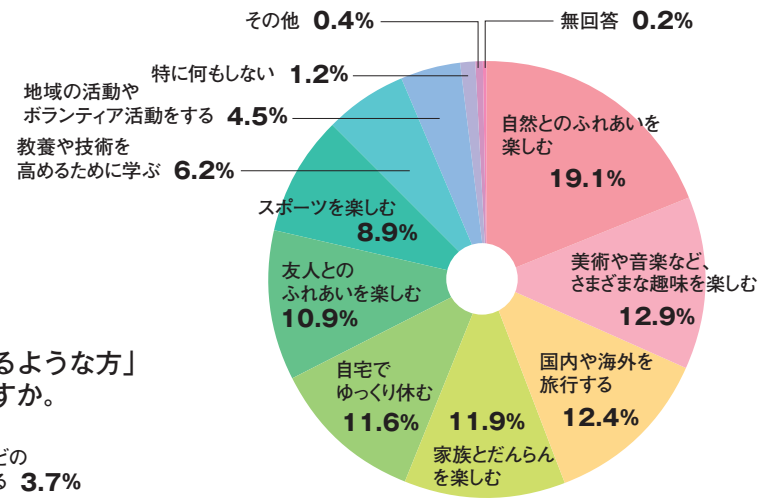
一方、「20歳代～40歳代の町民」は、「子どもの教育の場をつくる活動」（17.2%）が比較的多くなっています。



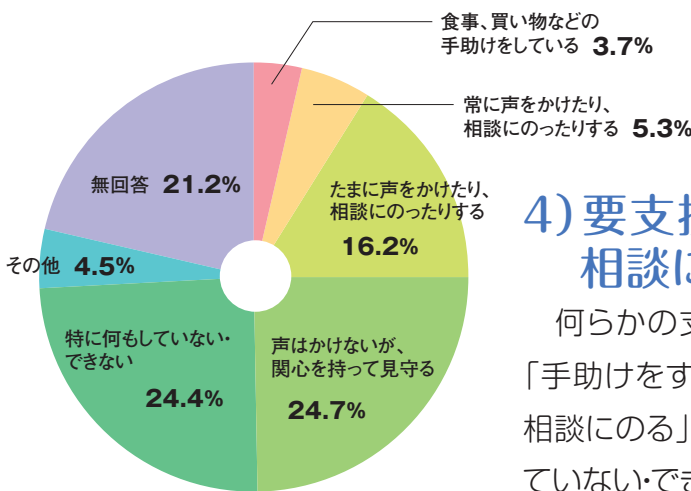
3) 余暇時間は「自然とのふれあいを楽しむ」

「余暇時間の過ごし方」として、「自然とのふれあい」が19.1%。次に「趣味」12.9%、「旅行」12.4%となっています。

■余暇時間をどのように過ごしたいと思いませんか。



■特によく見かける「何らかの支援を必要とするような方」に関して、あなたのこれまでの対応はどれですか。

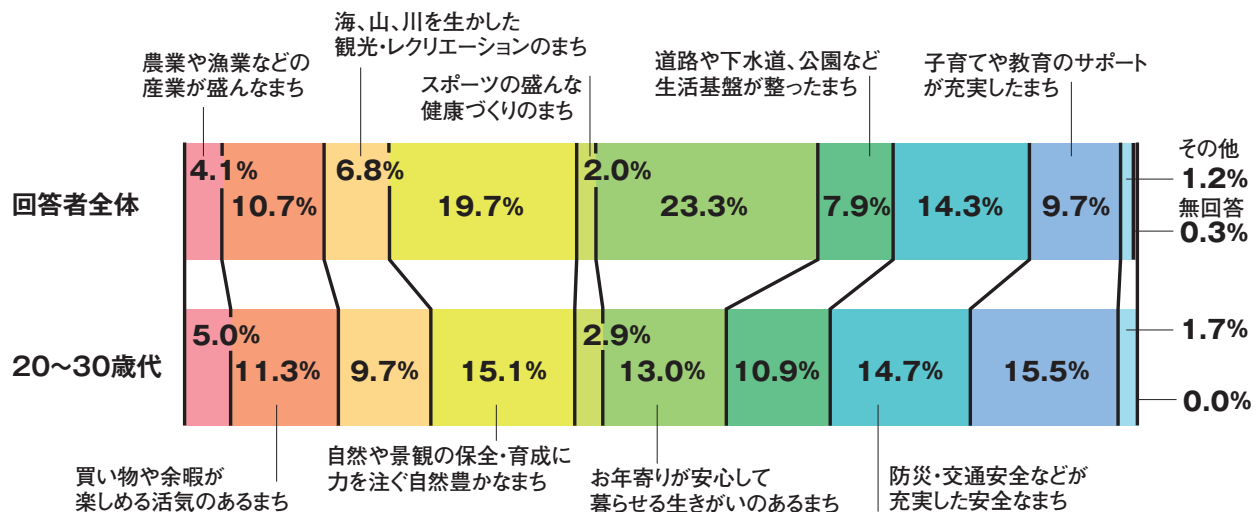


4) 要支援者には、「たまに声をかける、相談にのる」

「何らかの支援を必要とする方への対応の仕方」として、「手助けをする」は3.7%と少なく、「たまに声をかけたり、相談にのる」が16.2%、「見守る」が24.7%、「特に何もしていない・できない」が24.4%と高くなっています。

5) 町の将来は「安心して暮らせる町」「自然豊かな町」

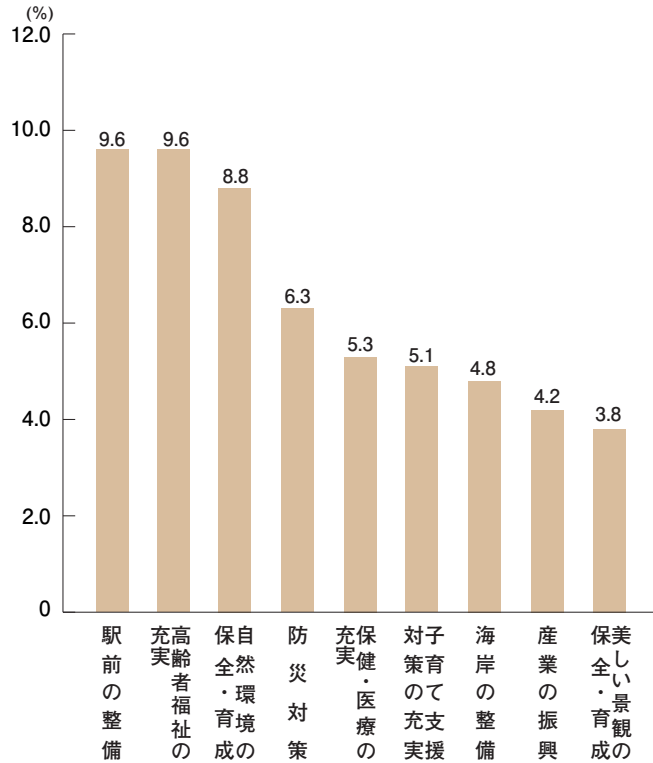
「将来、二宮町がどのようなまちになってほしいか」については、「お年寄りが安心して暮らせるまち」が23.3%、「自然豊かなまち」が19.7%と高い割合です。「20歳代～30歳代」では、「子育てや教育のサポートが充実したまち」が15.5%と最も高く、次いで、自然豊かなまち(15.1%)、安全なまち(14.7%)、となっています。



6) 重点は、「高齢者福祉」と「自然環境の保全・育成」

「今後力を入れていくべき分野」については、「駅前整備（9.6%）」、「高齢者福祉の充実（9.6%）」、「自然環境の保全・育成（8.8%）」が高く、次いで、「防災対策（6.3%）」、「保健・医療の充実（5.3%）」、「子育て支援対策の充実（5.1%）」となっています。

■二宮町は今後どのようなことに力を入れていくべきだと思いますか。（上位10件）

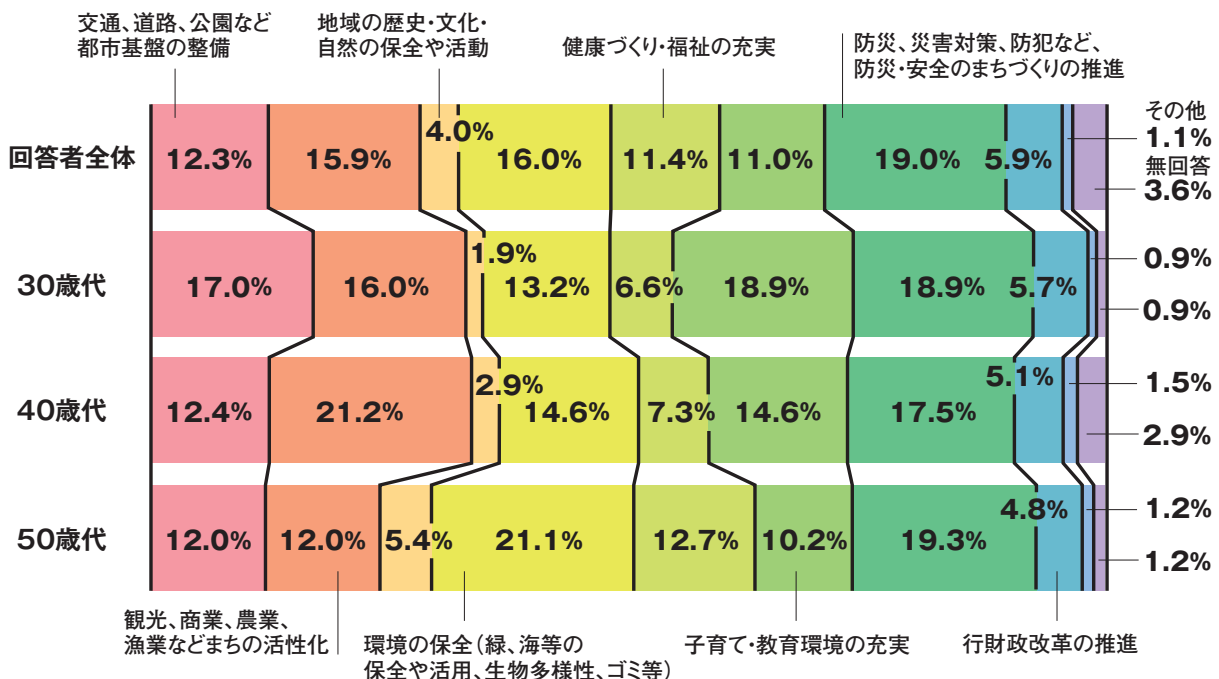


7) 協働事業は、安全なまちづくり

「町民、事業者、町が協働して進める必要があること」については、「防災・安全」が19.0%、「環境の保全」が16.0%、「まちの活性化」が15.9%と多くなっています。

30歳代は「子育て・教育環境の充実」が18.9%、40歳代は「まちの活性化」が21.2%、50歳代は「環境の保全」が21.1%と最も多くなっており、世代によって意向が異なります。

■町民、事業者、二宮町が協働して進める必要のあることを教えてください。



5. 総合計画の構成と計画期間

1) 3層の計画

総合計画は、基本構想、基本計画、実施計画の3層より構成されています。

基本構想は、町の10年後のビジョン(見通し)を定めた長期の構想で、平成25年度から平成34年度の10ヶ年の計画となっています。

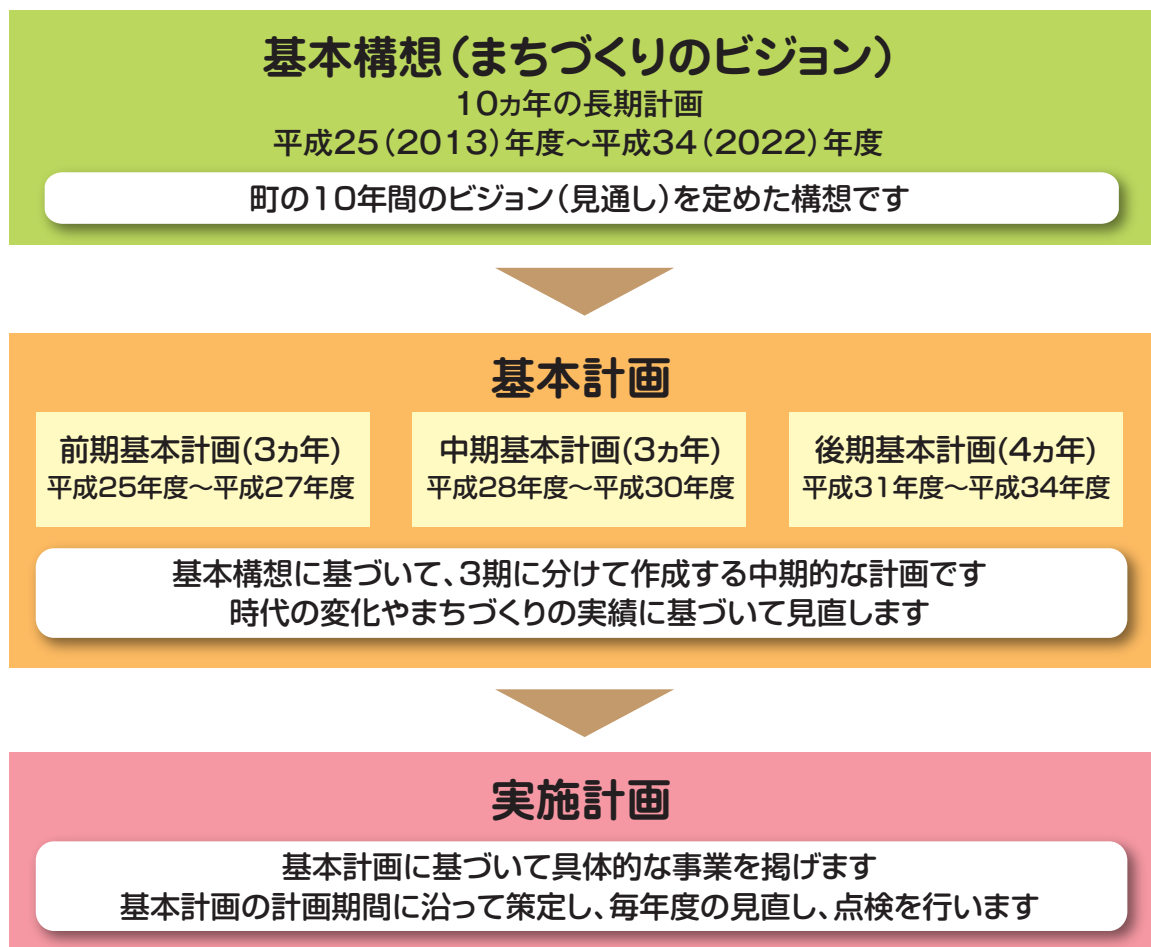
基本計画は、基本構想に基づいて、前期(3カ年)、中期(3カ年)、後期(4カ年)に分けて策定する中期的な計画です。

実施計画は、基本計画に基づいて具体的な事業を定める計画で、基本計画の計画期間に沿って策定し、毎年ローリングシステムにより見直しを行います。

2) 見直しシステム

総合計画のうち、基本計画については、計画期間の最終年度に政策評価を行い、時代の変化やまちづくりの実績に基づいて見直しを行います。

実施計画については、毎年度、施策、事業の実施状況について行政評価を行い見直しを行います。



第 2 部

基本 構想

2013-2022

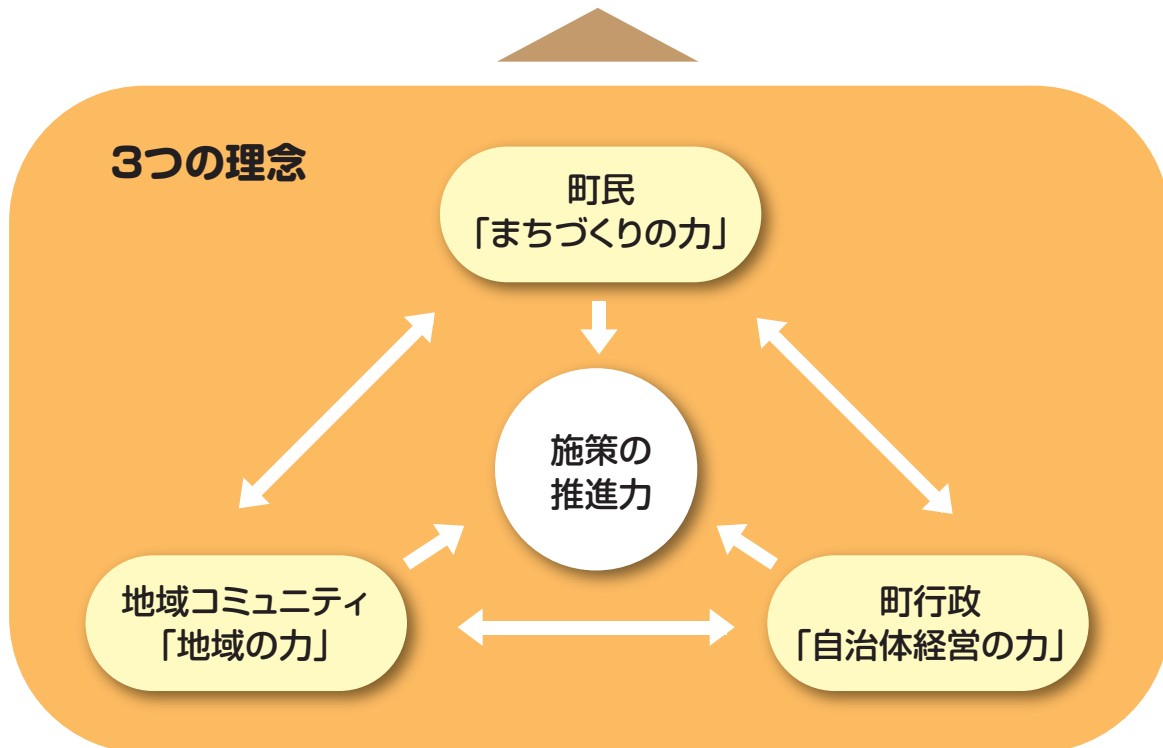
(平成 25年度～平成34年度)

基本構想(まちづくりのビジョン)

町の将来像

「人と暮らし、文化を育む自然が豊かな町」

3つの理念



まちづくりの方向性

生活の質の向上と
定住人口の確保

環境と風景が
息づくまちづくり

交通環境と
防災対策の向上

戦略的行政運営

町の土地利用構想

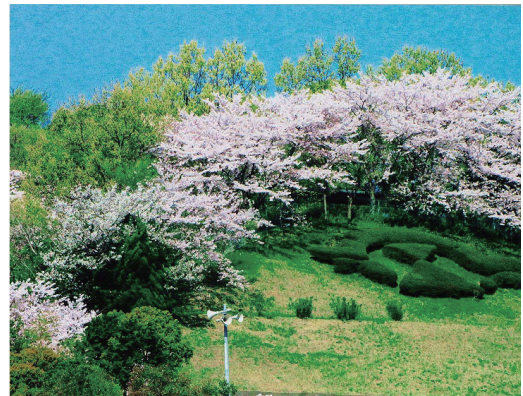
町の土地利用構想

人と暮らし、文化を育む自然が豊かな町

二宮町は、多様な自然や歴史・文化が町民の身近に存在し、暖かく穏やかな「長寿の里」として、また、交通環境にも恵まれたコンパクトな町として発展してきました。この特徴を活かし、お年寄りの知恵と若い町民の活力、自助、共助、公助※により、次世代を担う子供たちをみんなで支え育て、町民一人ひとりが健康に生活を営むことができるように、町民の暮らしと文化を育む自然が豊かな町を築くことを将来像として掲げます。

※自助、共助、公助

自助・共助・公助とは、町民・地域・企業・行政の役割分担に関する基本的な考え方で、『個人の尊厳を最大限に尊重し、町民自身やコミュニティなどの小さな単位でできることはそれら小さな単位の自助・共助に任せ、自治体や国などが介入すべきではなく、小さな単位では解決不可能あるいは非効率なもののみを自治体や国などの大きな単位が行う（公助）べきである』という、町民を中心に据えた「町民・地域・企業・行政の役割分担」の原則です。



2. 3つの理念

首都圏の中で存在感のある親しみやすいコンパクトで、生活の質と環境の質が高い「高質な町」を目指し、町民の暮らしの充実と定住人口の確保を図るため、町民一人ひとりによる「まちづくりの力」、地域コミュニティによる「地域の力」、行政による「自治体経営の力」の向上に取り組むことを理念として定め、三つの「力」の連携と総合力により、私たちの町の未来づくりに取り組みます。

「まちづくりの力」

まちづくり※は、一人ひとりの町民によって支えられています。町の将来像の実現に向けて、まちづくりを担う人材を育成し、町民の協力と支え合いにより、町民一人ひとりの「まちづくりの力」の向上に取り組みます。

※まちづくり

都市基盤等の整備、土地利用の規制誘導、福祉、健康、教育等の分野を含めて、町民参加により地域社会づくりを進めていくことをいう。

「地域の力」

町民の生活は、町民による自主的で多様な取組により形成される身近な地域のコミュニティによって支えられています。町民同士の協力と支え合いと、町民と行政との協力・連携により、安全・安心で誰もが元気で暮らしやすい地域づくりに取り組みます。

「自治体経営の力」

大きな産業を持たない町は、これまで自然と共生したコンパクトな町として成長してきました。この特徴を活かして、誰もが町に誇りと愛着が持てるように、存在感のある町を目指し、行政によるスリムな自治体経営により、足腰の強いまちづくりに取り組みます。

①生活の質の向上と定住人口の確保

環境を活かした「生活の質」の向上と「定住人口」の確保を図ります

「長寿の里」、「子育て・子育ての町」として、子どもから高齢者まで、誰もが、豊かな自然環境と生活環境の中で、健康で安心して暮らすことができ、さらに、住環境、子育て・子育て環境、教育環境を充実することにより、「生活の質」の向上を図ります。

そのため、町民の知恵と努力がまちづくりに活かされるとともに、町民同士の協力と支え合いにより、地域コミュニティが息づくまちづくりを進めます。

また、「生活の質」を向上させることにより、子育て世代を中心に定住人口の確保に努めます。

②環境と風景が息づくまちづくり

身近な自然環境、歴史・文化と田舎の風景が息づくまちづくりを進め、町の活性化を図ります

自然環境、歴史・文化を保全・育成し、都会に近い身近な自然環境と田舎の風景、穏やかな住環境を活かした観光を振興し、農業と漁業の振興を図ります。

また、地域の素材を大切にした商品づくり等による商工業振興や、高齢者世代や子育て世代のニーズに応えた商工業振興を進めます。

さらに、町の特性を活かした農業、漁業、商工業と観光との有機的な連携と、町民との連携・協力により、町の活性化を図ります。



③交通環境と防災対策の向上

誰もが安全で安心して快適に暮らすことができるように交通環境、防災対策の向上を図ります

便利でコンパクトな町という特性を活かして、町民にとって身近で利用しやすい公共施設の充実と、駅前広場や主要な道路の改良、公共交通の確保等により、交通環境の充実を図ります。

また、喫緊の課題である大震災等の災害に備えるとともに、家庭、地域で町民同士の協力と支え合いによる減災※文化が根付くまちづくりを進めます。

※減災

災害により発生する被害を可能な限り最小化するため、あらかじめ被害の発生を想定した上で、施設整備だけに頼ることなく、人々の的確な行動や協力、支え合いにより、その被害を低減させていこうとする取組をいう。(内閣府発行『減災のてびき』より一部引用)

④戦略的行政運営

コンパクトな自治体に相応しいスリムな行財政運営を進めます

自治体財政が厳しい時代が続くものと予想されることから計画的な行財政運営を進めます。

時代状況の変化や町民の要請に応えられる行政を目指して、柔軟で機動的な自治体経営、スリムな行政、他の自治体との連携による広域行政、将来像を実現するための戦略的なまちづくり、広報広聴機能の充実を進めます。

また、「自治体経営の力」を向上させるため、まちづくり行政を担う職員の育成を進めます。



1. 土地利用の目標

コンパクトでわかりやすい都市構造とするため、「軸と核」、「多様なゾーン」、「回遊軸」により町を構成します。

それぞれの軸と核、ゾーンの特性を強め、コンパクトな町に相応しい交流とつながりの輪を広げます。

2. 土地利用の方針

① 広域軸

二宮町は、JR東海道線、一般国道1号、一般国道271号(小田原厚木道路)、西湘バイパスという広域軸が町の東西を横断するとともに、県道71号(秦野二宮)が町の南北を縦断し、他の市町との交流を支えています。

JR東海道線二宮駅は、広域的交通条件に恵まれた二宮町にあって、町民や来町者の玄関口であることから、駅前広場の充実を図ります。

② 中心市街地と生活中心軸

(1) 中心市街地

二宮駅周辺には、町民生活に関連した行政施設、生涯学習センター ラディアン、吾妻山、その他の町民サービス機能、商店が集中した中心市街地が形成され、町民生活を支えています。

コンパクトな町を支える中心市街地として、行政拠点、文化拠点、交流と風景の拠点を配置し、町民や来町者が交流し、サービスを楽しむことができる機能の充実を図ります。

(2) 生活中心軸

県道71号(秦野二宮)は、中心核と各地域を結ぶ中心的な道路としての役割を担っていると同時に、町民生活に欠かせない商業、文化等の機能が、町の各所からアクセスしやすい沿道に立地する「軸」となっています。

この県道71号(秦野二宮)と並行して昔の面影が残る旧秦野街道の沿道市街地、町民にとっての憩いの空間である葛川が存在します。

この生活中心軸を、一層便利で快適な「軸」として充実します。

③多様な交流ゾーンと回遊軸

コンパクトな町に相応しく様々な機能を持ったゾーンを配置し、回遊軸でネットワーク化することによって、便利で快適な町民生活と、多様な構成を持つ町の特徴を一層引き立たせるようにします。

町の歴史、文化、産業、自然、風景等の特徴を活かしながら町の活性化を図るため、海とのふれあい交流ゾーン、緑と原風景の交流ゾーン、歴史・文化の交流ゾーン、スポーツ交流ゾーン、新交流ゾーンの5つの多様な交流ゾーンと産業ゾーンを配置します。

中心市街地、多様な交流ゾーン、住宅地、町の各所に配置されているスポーツや文化施設を、町の歴史や自然、風景等を楽しみながら回遊できる軸として配置します。この「軸」は、町民生活の回遊軸であると同時に、来町者にとっての散策回遊軸としての機能も併せ持つことから、機能の充実を図ります。

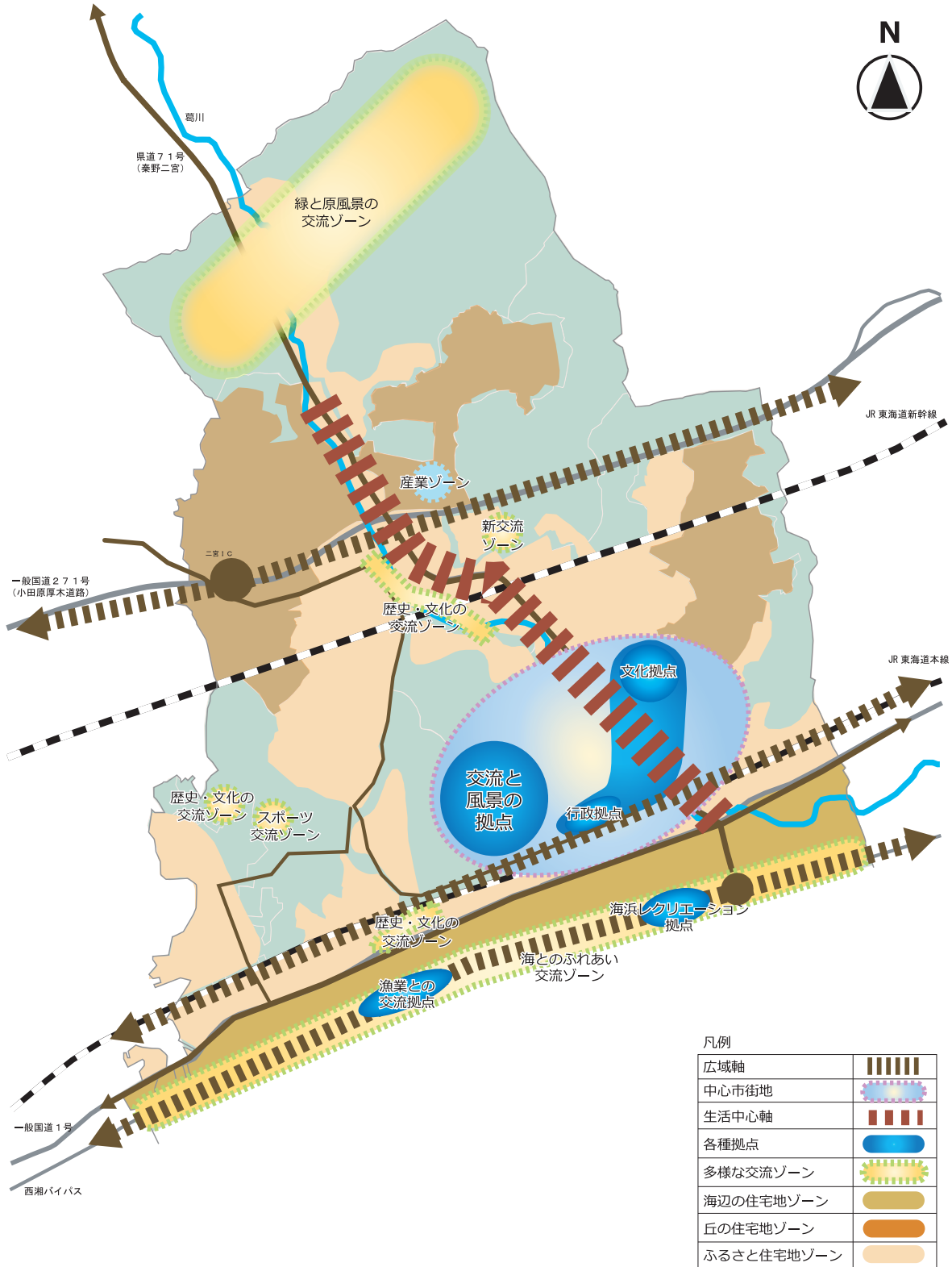
④地域の特性にあった住宅地

町内に、海辺の住宅地ゾーン、丘の住宅地ゾーン、古くからの市街地が発展したふるさと住宅地ゾーンを配置します。それぞれのゾーンの持つ特徴にあった住宅地として整備、開発および保全を進めます。

- 海辺の住宅地ゾーン 潮の薫りの住宅地
- 丘の住宅地ゾーン 緑に包まれた住宅地
- ふるさと住宅地ゾーン 懐かしい風景の残る住宅地



土地利用構想図



資料

3

1. 策定経過

1. 議会

平成23年 4月25日	議会全員協議会	・次期総合計画策定方針について
平成23年12月22日	議会全員協議会	・次期総合計画策定経過概要について ・町民アンケート結果概要について ・基本構想素案及び基本計画の構成案について
平成24年12月25日	議会全員協議会	・二宮町総合計画(案)について

2. 総合計画審議会【構成員:18名(議員2名、教育委員1名、農業員1名、関係行政機関3名、公共的団体等の代表者5名、学識経験を有する者6名)】

第1回 平成23年 7月 5日		・委嘱状の交付 ・正副会長の選任 【議事】 ・二宮町総合計画審議会運営要領(案)について(協議) ・二宮町総合計画審議会条例について ・二宮町次期総合計画策定方針について ・二宮町の現状について
第2回 平成23年 8月25日	【議事】	・次期総合計画策定経過報告について ・基本構想骨子(案)について
第3回 平成23年11月22日	【議事】	・基本構想素案及び基本計画の構成案について ・町民アンケート結果概要について
第4回 平成24年 2月23日	【諮問】 【報告】 【議事】	・二宮町総合計画基本構想(案)の諮問について ・町民ワークショップ提案について ・基本構想(案)・基本計画(構成案)について ・今後の進め方について
第5回 平成24年 4月23日	【議事】	・基本計画について
第6回 平成24年 5月23日	【議事】	・前期基本計画(案)について
第7回 平成24年 7月20日	【議事】	・基本計画(原案)について
第8回 平成24年 8月22日	【議事】	・基本構想、基本計画(重点的方針)について
第9回 平成24年10月11日	【議事】 【答申】	・基本構想、基本計画(最終案)について ・答申書(案)について ・二宮町総合計画基本構想(案)について(答申)

3. 策定委員会【構成員:副町長、教育長、部長級職員(8名)】

第1回 平成23年 2月15日		・次期総合計画策定方針(案)の審議 ・総合計画審議会委員構成について
第2回 平成23年 2月22日		・次期総合計画策定方針(案)の審議
第3回 平成23年 3月 8日		・次期総合計画策定方針(案)の審議
第4回 平成23年 5月26日		・基本構想(案)の検討状況について ・町民ワークショップの開催について
第5回 平成23年 6月21日		・次期総合計画策定作業の進捗状況について ・基本構想(案)の検討状況について
第6回 平成23年10月12日		・次期総合計画(基本構想(案)、基本計画(案))について
第7回 平成23年11月15日		・基本構想素案及び基本計画の構成案について ・次期総合計画基本構想策定に係る議会との関係について
第8回 平成24年 2月13日		・基本構想(案)・基本計画(構成案)について ・平成24年 庁内検討スケジュールについて
第9回 平成24年 4月17日		・基本構想(案)、前期基本計画(重点方針)について
第10回 平成24年 5月21日		・前期基本計画(案)について
第11回 平成24年 7月 3日		・基本構想(案)・前期基本計画(案)について

第12回 平成24年 8月21日	・実施計画について
第13回 平成24年10月 2日	・基本構想、基本計画について

4. 幹事会 【構成員:課長級職員(21名)】

第1回 平成23年 3月18日	・次期総合計画策定方針(案)の報告 ・各課所管事業調査について
第2回 平成23年 4月28日	・庁内ワークショップ構成について ・23年度作業スケジュールについて ・庁内ワークショップ/アイデア会議の研修会開催について ・幹事会メンバーへの研修会
第3回 平成23年 5月26日	・町民ワークショップについて
第4回 平成23年 7月28日	・基本構想(案)の検討状況(次期基本構想の骨子素案)について ・庁内ワークショップ/町民ワークショップの進捗状況について
第5回 平成23年10月12日	・次期総合計画(基本構想(案)、基本計画(案))について
第6回 平成24年 1月25日	・基本構想(案)・基本計画(構成案)について ・平成24年 庁内検討スケジュールについて
第7回 平成24年 4月27日	・基本構想(案)・基本計画(構成案)について
第8回 平成24年 8月23日	・実施計画について

5. 庁内ワークショップ 【構成員:班長級職員(37名)】

第1回 平成23年 5月11日	・研修(二宮町次期総合計画策定にあたって) ・質疑応答、意見交換
第2回 平成23年 5月25日	・分野別グループリーダー/サブリーダーの決定 ・庁内ワークショップの進め方について ・二宮町の強み、弱み(SWOT分析)について
第3回 平成23年 6月13日	・前回の確認 ・町の強みの活かし方について
第4回 平成23年 7月26日、27日	・事務事業再編作業① (所管事業調書に基づく(分野別)各課事業ヒアリング)
第5回 平成23年 8月19日	・事務事業再編作業②
第6回 平成24年 2月 8日	・現事務事業再編+町民WS⇒基本計画たたき台づくり
第7回 平成24年 2月13日	・現事務事業再編+町民WS⇒基本計画たたき台づくり
第8回 平成24年 2月16日	・現事務事業再編+町民WS⇒基本計画たたき台づくり 保健・福祉・教育グループ
第9回 平成24年 2月28日	・現事務事業再編+町民WS⇒基本計画たたき台づくり 都市基盤・環境・防災・産業グループ
第10回 平成24年 2月29日	・現事務事業再編+町民WS⇒基本計画たたき台づくり 行財政運営グループ
第11回 平成24年 3月 9日	・現事務事業再編+町民WS⇒基本計画たたき台づくり 生涯スポーツグループ
第12回 平成24年 3月14日	・現事務事業再編+町民WS⇒基本計画たたき台づくり 生涯学習グループ
第13回 平成24年 3月16日	・現事務事業再編+町民WS⇒基本計画たたき台づくり 教育グループ

6. 町民ワークショップ ※参加者57名 (公募町民:36名、町職員:21名)

第1回 平成23年 6月 4日	<ul style="list-style-type: none"> ・町民ワークショップの進め方について ・総合計画と町の課題について ・各グループのまとめ役選定
第2回 平成23年 7月 1日、2日	<ul style="list-style-type: none"> ・まとめ役会議の報告 ・グループ別議論(町の強み弱み・今後の課題)、発表 ・今後の進め方について
第3回 平成23年 7月29日、31日 8月 6日	<ul style="list-style-type: none"> ・まとめ役会議の報告 ・グループ別議論(次期総合計画で掲げる政策、施策のあり方)、発表 ・今後の進め方について
第4回 平成23年 9月 9日、10日 9月11日	<ul style="list-style-type: none"> ・まとめ役会議の報告 ・グループ別議論(各グループの進捗状況に応じて、各グループで議論)
第5回 平成23年10月14日、15日 10月16日	<ul style="list-style-type: none"> ・まとめ役会議の報告 ・グループ別議論(各グループの進捗状況に応じて、各グループで議論)
第6回 平成23年11月18日、19日 11月20日	<ul style="list-style-type: none"> ・まとめ役会議の報告 ・グループ別議論(各グループの進捗状況に応じて、各グループで議論)
第7回 平成23年12月 9日、10日 12月11日	<ul style="list-style-type: none"> ・まとめ役会議の報告 ・各グループのまとめ案について

7. アイデア会議 【構成員:若手職員(主事補~主任主事)(20名)】

第1回 平成23年 5月11日	<ul style="list-style-type: none"> ・研修(二宮町次期総合計画策定にあたって) ・質疑応答、意見交換
第2回 平成23年 6月15日	<ul style="list-style-type: none"> ・テーマ:まちの活性化について(議論、発表) ・質疑応答、意見交換
第3回 平成23年 7月13日	<ul style="list-style-type: none"> ・テーマ:高齢化について(議論、発表) ・質疑応答、意見交換
第4回 平成23年 8月31日	<ul style="list-style-type: none"> ・テーマ:子育て世代の居住促進について(議論、発表) ・質疑応答、意見交換
第5回 平成24年 1月31日	<ul style="list-style-type: none"> ・テーマ:次期計画で新たに取組みたいこと(議論、発表) ・質疑応答、意見交換
第6回 平成24年 2月 8日	<ul style="list-style-type: none"> ・テーマ:次期総合計画で新たに取組みたいこと(議論、発表) ・質疑応答、意見交換 ⇒ 団体補助から事業補助への転換

8. その他

まちづくり(転入出者)アンケートの実施 平成23年 3月中旬~4月中旬	<ul style="list-style-type: none"> ・転入出者に対し、町民課窓口でアンケートを配布 ・直接配布、直接回収 ・回収数 転入者:48、転出者:47、転居:6
町民等アンケートの実施 平成23年 7月1日~31日	<ul style="list-style-type: none"> ・町民アンケート (配布1000件 回収377件 回収率37.7%) ・転入者アンケート (配布300件 回収104件 回収率34.7%) ・転出者アンケート (配布400件 回収90件 回収率23.0%)
総合計画町民報告会の実施 平成24年11月23日	<ul style="list-style-type: none"> ・基調講演 横浜商科大学商学部教授 羽田耕治氏 テーマ「二宮町次期総合計画の提案と実現にあたって」 ・パネルディスカッション

2. 二宮町総合計画審議会条例

平成8年3月28日 条例第1号

(目的)

第1条 この条例は、二宮町総合計画審議会の設置、組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 町長の諮問に応じて、総合計画の策定その他その実施に関し必要な調査及び審議を行うため、二宮町総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第3条 審議会は、委員18人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 町議会の議員 2人
- (2) 町教育委員会の委員 1人
- (3) 町農業委員会の委員 1人
- (4) 関係行政機関の職員 3人以内
- (5) 町の区域内の公共的団体等の代表者 5人以内
- (6) 学識経験を有する者 6人以内

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長等)

第5条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明または意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、政策部企画財政課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成11年9月22日条例第18号）

この条例は、平成11年12月1日から施行する。

附 則（平成20年12月22日条例第19号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月15日条例第3号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

氏名		選出区分
	添田 孝司	1号 町議会の議員
	根岸 ゆき子	1号 町議会の議員
	井出 真理子	2号 町教育委員会の委員
	峯尾 博	3号 町農業委員会の委員
	山田 直子	4号 関係行政機関の職員
	志村 知昭	4号 関係行政機関の職員
	竹村 隆夫	4号 関係行政機関の職員
	川上 良子	5号 町の区域内の公共的団体等の代表者
	岡本 康則	5号 町の区域内の公共的団体等の代表者
	柏木 博	5号 町の区域内の公共的団体等の代表者
	田辺 邦良	5号 町の区域内の公共的団体等の代表者
	神保 智子	5号 町の区域内の公共的団体等の代表者
	(会長) 羽田 耕治	6号 学識経験を有する者
	内山 輝夫	6号 学識経験を有する者
	山岸 正之	6号 学識経験を有する者
	(副会長) 阿部 忠則	6号 学識経験を有する者
	藤本 昌平	6号 学識経験を有する者
	藤本 綾子	6号 学識経験を有する者
前委員	北村 明	関係行政機関の職員
	露木 孝夫	町の区域内の公共的団体等の代表者

(敬称省略)

二第232号
平成24年2月23日

二宮町総合計画審議会
会長 羽田 耕治 様

二宮町長 坂本 孝也

二宮町総合計画基本構想（案）の諮問について

二宮町次期総合計画（平成25年度～平成34年度）の策定にあたり、二宮町総合計画審議会条例第2条の規定により、二宮町総合計画基本構想（案）について、貴審議会の意見を伺いたく諮問いたしますので、ご審議くださるようお願いいたします。

平成24年10月11日

二宮町長 坂本 孝也 様

二宮町総合計画審議会
会長 羽田 耕治

二宮町総合計画基本構想（案）について（答申）

平成24年2月23日付け二第232号により諮問を受けました二宮町総合計画基本構想（案）について、本審議会では慎重に審議した結果、その内容は概ね妥当と認めます。

答申にあたっては、別紙に本審議会の意見として付記しますので、町においてはこれを十分に尊重し、計画策定及び事業実施に反映されるよう希望します。

最後に各施策の実施にあたっては、二宮町の個性を活かしながら、将来像に掲げる「人と暮らし、文化を育む自然が豊かな町」の実現に努められるよう要望し、本審議会の答申とします。

別紙

二宮町総合計画基本構想（案）について（意見）

1. 総括的事項

基本構想（案）は3つの理念において、町民一人ひとりによる「まちづくりの力」、地域コミュニティによる「地域の力」、行政による「自治体経営の力」の連携によるまちづくりを目指しています。

町民と行政が、各々の役割分担において、その責務を果たすことを基本にし、将来像に掲げる「人と暮らし、文化を育む自然が豊かな町」が実現できるよう、積極的な施策展開を期待します。

なお、計画の推進にあたっては、行財政改革のさらなる推進、町民へのわかりやすい情報提供や施策分野及び組織を越えた横断的な施策の連携に努めるとともに、多くの町民からの意見、提案を十分踏まえて取り組むよう要望します。

2. 将来像について

二宮町が目指す将来像については、恵まれた自然環境の中、地域の歴史や文化、人々が築きあげてきた暮らしぶりから「二宮らしさ」を位置づけ、一人ひとりが暮らしと文化を育むことを目的としています。

基本構想に設定された将来像を実現するにあたって、まず、町民一人ひとりが地域に誇りをもつことが大切であると考えます。今後、各施策を検討する中で、目指すべき成果に将来像が結びつくよう要望します。

3. 3つの理念について

3つの理念は、町の将来像を実現していくための基本的な姿勢であり、これからの新しいまちづくりの中心となる考え方です。

こうした考えのもとに設定された理念を各施策の推進力として、二宮町らしい個性を発揮するまちづくりに努めることを要望します。

4. まちづくりの方向性について

まちづくりの方向性については、二宮町の将来像実現のための戦略的な取り組みです。各施策の展開にあたり、目標とする成果を意識して取り組むとともに、推進体制の構築にあたっては、町民や地域、民間企業等の連携と役割分担を明確にすることを要望します。

(1) 生活の質の向上と定住人口の確保

町民の知恵、活力を活かしながら、子育て、子育ち、高齢者の安心な暮らし、地域福祉など多様な分野で総合的に取り組むことを希望します。この取り組みにより、二宮町の魅力を向上させ、二宮町に住み続けたいと思う町民の確保につながるものとして、積極

的な施策、事業展開を期待します。

地域福祉については、人と人との絆を大切にし、町民一人ひとりを社会全体で支え合える地域社会を実現するために、町民全体の主体的な取組みの展開が重要であることに留意した施策の検討を希望します。

(2) 環境と風景が息づくまちづくり

二宮町は、都心に近い町でありながら、自然に恵まれ、田舎の雰囲気を感じられる町です。

環境保全では、この環境を次代へと引き継いでいく施策内容の検討を希望します。また、広域化が進む廃棄物の減量化、資源化についても、持続可能な地域社会を構築するため、必要な施策展開を期待します。

観光振興にあたっては、二宮町を訪れた方が、また来たくなるようなメニューの開発や、わかりやすいルートの整備などの取組みの検討を希望します。

(3) 交通環境と防災対策の向上

いつ起こるかかわからない大規模災害に備え、誰もが安心して暮らすことができるよう、日頃から町民に対する防災意識の向上と自主防災組織の強化を図り、町民と連携した自助、共助、公助のまちづくりを推進することを期待します。

高齢化が進行するなか、バリアフリーの観点から支援を必要とする人の移動手段を確保するなど安全な交通システムづくりの検討を希望します。

(4) 戦略的行政運営

町民や町民が構成する団体、議会、行政の役割分担や町民等がまちづくりに取り組みやすくするために講じるべき事など、総合計画をめぐる各主体の関わり方については、本審議会でも議論してきました。総合計画に基づいた施策、事業の実施をはじめ、まちづくりの評価や見直しには、各主体の意見を汲み取りながら取り組むよう要望します。

また、町外の方に対しても二宮町の魅力の発信とイメージの定着に努力されることを期待します。

5. 計画の実現に向けて

審議会の意見・要望については、審議を重ねる過程で、望ましい方向として打ち出したもので、町は、組織における横断的な連携を図り、その実現に努力されるよう要望します。

今後さらに地方分権が進み、主体的なまちづくりに取り組んでいくことが重要となってくることから、このことに対応できるシステムを確立し、実施段階での評価や検証を的確に行うことで効率的、効果的に計画を実施されることと、町民とともに基本構想(案)に示された将来像の実現に尽力されることを要望します。

第5次二宮町総合計画 基本構想

発 行 神奈川県二宮町
平成25年3月発行
〒259-0196 神奈川県中郡二宮町二宮961番地
電話番号 0463-71-3311 (代表)
編 集 二宮町
制 作 (株)地域計画建築研究所
デザイン (有)フィンズファクトリー



二宮町

